

# 一般社団法人 ACTO 武蔵浦和 会員規約

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 第 3 条に規定する一般社団法人 ACTO 武蔵浦和（以下、「当法人」という。）は、埼玉県さいたま市南区沼影一丁目 93 番（以下、「対象地区」という。）を中心としたエリアにおいて、敷地全体が一体となり、周辺に波及する持続的な地域活動に取り組むことを目的（以下、「当法人の目的」という。）としており、本規約は、当法人の目的を遂行するための当法人の会員（以下、「会員」という。）の会員資格、権利義務、禁止事項等を定めることを目的とする。

(本規約の範囲)

第 2 条 本規約は、第 3 条に定める会員、又は会員となる意思を示した者に対して適用する。  
2 前項に拘らず、第 3 条の社員には本規約は適用されず、また、第 3 条の賛助会員及び特別会員については本規約のうち第 4 条、第 7 条、第 8 条及び第 15 条は適用されない。

## 第 2 章 会員資格

(会員構成)

第 3 条 当法人の会員は、次の 4 種の会員をもって構成する。

(1) 社員

当社法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員

(2) 一般会員

当法人の目的に賛同する個人又は団体で以下の会員の総称

<サブスク会員>

- ・サブスク会員入居者（プラウドシティ武蔵浦和ステーションアリーナ入居者）
  - ・サブスク会員一般（プラウドシティ武蔵浦和ステーションアリーナ入居者外）
- 当法人の目的に賛同し、当法人の運営する施設を月額制度にて利用する個人

<スポット会員>

- ・スポット会員入居者（プラウドシティ武蔵浦和ステーションアリーナ入居者）
  - ・スポット会員一般（プラウドシティ武蔵浦和ステーションアリーナ入居者外）
- 当法人の目的に賛同し、当法人の運営する施設を利用の度に有料にて利用する個人

<コアパートナー会員>

当法人の目的に賛同し、当法人を含む「エリア活動に関する包括連携協定書」を締結している、対象地区内の施設及び商業棟等のテナント並びに当法人の運営サポートを担う団体

<団体会員>

・団体会員A

当法人の目的に賛同し、上場企業や同等と認められる団体

・団体会員B

当法人の目的に賛同し、上場企業や同等と認められる団体以外の団体

(3) 賛助会員

当法人の目的に賛同し、事業を賛助する個人又は団体

(4) 特別会員

対象地区を中心としたエリアで活動し、当法人の定款第 3 条の目的に賛同する個人又は団体

- 2 前項の定めに拘らず、社員の従業員については、一般会員（プラウドシティ武蔵浦和ステーションアリーナ入居者）と同等に取り扱うものとする。ただし、当該従業員が従業員としての地位を失った場合には、一般会員（プラウドシティ武蔵浦和ステーションアリーナ入居者以外）と同等に取り扱うものとする。

(入会)

第 4 条 社員以外の会員への入会希望者は、当法人の目的に賛同し、当法人所定の入会申請を行うものとする。

2 当法人は入会を承認した会員に対し、会員 ID を発行する。

3 未成年が入会を希望する場合は、入会申請の際に法定代理人の同意を得るものとする。なお、小学生以下の者は入会することができない。

4 会員の入会后、当法人は入会した会員に対し質問、その他必要な資料の提出を合理的な範囲で求めることができるものとし、会員はこれを予め承諾する。

(入会不承認)

第 5 条 当法人は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると判断した場合、前条第 1 項に基づき入会申請した者の入会の不承認をすることができる。

- (1) 入会申請時の事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあったとき
- (2) 過去に当法人から会員資格を取消された者

- (3) 政治、思想、宗教、ネットワークビジネス、マルチビジネスもしくはその活動等に関係すると認められた、また認められる個人又は団体のとき
- (4) 自己（自己が団体又は法人の場合は代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が該当する場合を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはこれらに準ずる反社会的勢力（以下、反社会的勢力）である、もしくはその虞があるとき、又は、反社会的勢力の意向、影響を受けていると当法人が判断したとき
- (5) その他当法人が、入会にあたり不適當な事由があると判断したとき

#### （暴力団等排除）

第6条 会員は、さいたま市が定める暴力団排除条例に則り、会員または会員の従業員等の構成員のなかに暴力団排除条例に規定される暴力団等の反社会的勢力に該当する人物がいないことを保証するものとする。

2 会員または会員の従業員等の構成員が暴力団排除条例に規定される暴力団等の反社会的勢力に該当する場合、当法人はただちに、会員資格の取消・喪失、本施設利用の中止、本施設からの退去指示を行えるものとする。なお、この場合、会員及び会員の従業員等の構成員が受けた、いかなる損害に対しても、当法人は責任を一切負わないものとし、利用料金の返金にも応じないものとする。

#### （入退出カード）

第7条 第4条第2項に基づき、当法人は、個人の会員に対し、入会時に当法人が運営する地域貢献運営施設及び連携する施設（以下、「当法人運営施設」という。）の入退出用カード（以下、「入退出カード」という。）の利用者として登録する。

2 入退室カードは、会員自らが用意する Felica 規格 IC カードを入退出カードとして登録し、利用するものとする。

3 入退出カードは、第1項に基づき入退室カードを登録された者のみが使用できるものとし、それ以外の者や複数名で利用することはできない。

#### （入退出カードの紛失・破損と再登録）

第8条 前条に基づき入退室カードの利用者として登録された会員が、その入退出カード（入退室カードとして登録された IC カードを含む）を紛失・破損した場合、速やかに当法人運営事務局まで入退室カード紛失等により使用停止を求める旨の連絡をしなければならない。

2 会員が当法人運営事務局に連絡する以前に、第三者が当該会員の紛失した入退出カードを

用いて当法人運営施設を利用した場合、会員自ら当法人運営施設を利用していない場合であっても、その利用料の負担するものとする。

3 入退出カードの再発行する場合は、新しいカードを持参し、当法人所定の施設にて再登録を行うものとする。

#### (会費と会費の支払い)

第9条 会員は、当法人の活動に必要な経費に充てるため、次の各号に掲げる額を会費として支払わなければならない。

##### (1) 一般会員

###### <サブスク会員>

- ・サブスク会員入居者（プラウドシティ武蔵浦和ステーションアリーナ入居者）  
（月額：金 550 円）
- ・サブスク会員一般（プラウドシティ武蔵浦和ステーションアリーナ入居者外）  
（月額：金 1,100 円）

###### <スポット会員>

- ・会費なし（利用毎に都度払い）

###### <コアパートナー会員>

- ・（月額：金 2,000 円）

###### <団体会員>

- ・団体会員 A（年額：金 6 万円）
- ・団体会員 B（年額：金 1 万 2,000 円）

##### (2) 賛助会員

- ・1 口：金 6 万円（年額）

##### (3) 特別会員

- ・会費なし

2 スポット会員、サブスク会員の会費の支払は、会員が入会時に登録したクレジットカードより納入するものとする。

3 会費は、月額で支払う会員については当月の会費を当月の末日までに会費を支払うものとする。なお、コアパートナー会員はこの限りではない。

4 会員がすでに支払った会費については、その理由の如何を問わず、当法人はこれを返還しないものとする。

#### (変更の届出)

第 10 条 会員は、その氏名・名称、住所・所在地、または連絡先等、当法人への入会申請時の届出事項に変更が生じた場合には、速やかに当法人所定の変更手続きを行うものとする。

2 当法人は、会員が前項の手続きを行わなかったことによって受ける不利益・損害についての一切の責任を負わないものとする。

(退会)

第 11 条 会員は、当法人が定めた退会手続きによって、退会することができる。ただし、会員は、退会を希望する日の 1 ヶ月以上前に当法人に対し申出を行うこととする。

2 前項の退会手続きによる退会は、当法人が退会の意向を受理し、かつ退会希望日が到達した時点で成立する。

(会員資格の取消)

第 12 条 会員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当法人は当該会員に通知・勧告することなく、会員資格を取消することができる。

(1) 正当な理由なく、会費を 6 ヶ月以上滞納したとき

(2) 本規約、当法人運営施設の利用規約等に違反したとき

(3) 当法人の名誉を棄損し、または当法人の目的に反する行為をしたとき

(4) 政治、思想、宗教、ネットワークビジネス、マルチビジネスもしくはその活動等に関係すると認められた個人又は団体のとき

(5) 第 6 条の表明保証に反する事実が発覚したとき

(6) その他当法人が、会員に会員資格を有するに相応しくない事由があると判断したとき

(7) 会員が、自らまたは第三者を利用して、次の各号に掲げるいずれかに該当する行為をした場合

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用いて弊社の信用を毀損し、または、弊社の業務を妨害する行為

(8) その他上記に準ずる行為を行ったとき

(会員の資格喪失)

第 13 条 会員は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、会員資格を喪失する。

(1) 第 12 条に基づき退会したとき

(2) 前条に基づき会員資格を取消されたとき

- (3) 第 19 条の禁止行為を行ったとき
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けるとき、または解散したとき
- (5) 破産、民事再生、会社更生等の手続き開始の決定を受けたとき
- (6) 当法人が解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 14 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本規約に定める会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、会費の支払いなど未履行の義務、その他本規約に別途定めがある場合は、これを免れることはできない。

### 第 3 章 会員の権利と義務

(会員の権利)

第 15 条 会員は、次号に掲げる権利を有する。

- (1) 当法人が発信する情報を受ける権利
- (2) 当法人が主催または発信するイベント等の地域活動に参加する権利
- (3) 当法人が運営する施設（2024 年 5 月以降開業）の貸スペースを専有利用する権利

2 前項に加え、以下の会員は次号に掲げる権利を有する。

- (1) スポット会員とサブスク会員は、当法人が運営する施設を利用する権利

(会員情報の取扱い)

第 16 条 会員は、当法人に対して提供した会員の個人情報を、当法人が次号に掲げる利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

- (1) 第 4 条に定める入会申請及び「当法人提供サービス（貸スペース・各種イベント・各種リースサービス等）」（以下、総称して「当法人提供サービス」という。）利用時等の本人確認・家族確認
- (2) 第 7 条に定める入退出カード管理及び当法人提供サービスの予約
- (3) 会員が提供する各種サービスや当法人の活動の通知
- (4) 当法人提供サービス、広告の表示・配信、各種アンケートの実施及び郵送物等の発送、入会キャンペーン時における会員情報の利用及び当法人運営施設利用促進に伴う施策実施のため
- (5) 利用料金等の計算・請求その他会員の管理業務のため
- (6) 会員サービスに関わる業務その他の第三者への委託

- (7) 年齢制限を設けるイベント等実施する場合に、利用者の年齢情報のイベント提供者へ提供
- (8) 利用状況等の調査・分析、各種施策実施のための調査・分析及び当該施策の効果測定、新サービス（貸スペース・イベント以外のサービスを含む）に関する企画開発・調査・分析、サービス品質改善・応対サービス向上のための調査・分析、その他各種調査・分析の実施、または統計情報の作成等のため
- (9) 当法人提供サービス・ネットワーク等の障害・不具合・事故発生時の調査・対応
- (10) 不正契約・不正利用・不払いの発生防止及び発生時の調査・対応及びサービスの利用停止を行うため
- (11) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当法人の WEB サイト等に掲載するため
- (12) ご意見・ご要望・お問い合わせ等への対応のため
- (13) 個人情報に関する法令及びその他の規範に記載されるやむを得ない場合の情報開示等のため

2 会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと
- (2) 会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、外部からの不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること
- (3) 個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守すること

(会員の義務)

第 17 条 会員は、本規約、その他当法人が定める規約、当法人との間で合意をした約定を遵守しなければならない。

## 第 4 章 禁止事項及び損害賠償と免責

(禁止事項)

第 18 条 会員は、次号に掲げる行為をしてはならない。また、本条は会員が第 14 条に基づいて会員資格を喪失した後もなお効力を有する。

- (1) 当法人の会員として知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、当法人外へ公開することのない情報のこと
- (2) 当法人の活動に関連して取得した資料又は知り得た情報を、当法人の活動以外に利用すること

- (3) 会員資格に基づく一切の権利又は義務を、第三者に譲渡又は貸与、担保等に供すること
- (4) その他、当法人の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、又はそのおそれのある行為

(免責及び損害賠償)

第 19 条 会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が被害をこうむった場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。

2 会員間（個人会員を含む）の問題に関して、当法人は一切の責任を負わないものとする。

## 第 5 章 本会員規約の追加・変更

(規約の追加・変更)

第 20 条 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、当法人のホームページ等への掲載により会員に事前に通知のうえ本規約を変更することができるものとする。変更後の規約は附則記載日から有効とする。

## 第 6 章 附則

(権限)

第 21 条 本規約は、2023 年 10 月 24 日から施行する。

2024 年 3 月 28 日 改定

(解散の可能性)

第 22 条 当法人の定款第 7・8・9 条に規定されるように社員が資格喪失及び退会することが可能性としてあり得るため、その場合定款第 48 条に規定される解散要件にあたり、継続する社員による協議のもと存続が不可能となれば、当法人は解散する可能性がある。

以上